

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	スケート競技実施要項	2
	交代(変更)届・棄権届	17
3	式典次第	19
4	宿泊要項	21
5	輸送交通要項	25
6	医療救護要項	27
7	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	28
8	国民体育大会会長トロフィー授与規程	29
9	関係団体事務局一覧	30

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート

会場地	式典・競技	日 程					会 場	所 在 地
		平成 30 年 1 月				2 月		
		28 (日)	29 (月)	30 (火)	31 (水)	1 (木)		
富士吉田市	開始式	午前					富士吉田市民会館 富士五湖文化センター (ふじさんホール)	富士吉田市 緑ヶ丘 2-5-23
	表彰式					午後		
甲府市	スケート	スピード					富士急ハイランド セイコオーバー	富士吉田市 新西原 5-6-1
		フィギュア					小瀬スポーツ公園 アイスアリーナ	甲府市 小瀬町 840
		ショート トラック						

(凡例) 開始式・表彰式 競技日

全国会議

	全 国 代 表 者 会 議	全 国 報 道 員 会 議
日 時	平成 30 年 1 月 27 日(土) 13:00 ~	平成 30 年 1 月 27 日(土) 15:00 ~
会 場	ハイランドリゾートホテル&スパ	ハイランドリゾートホテル&スパ
住 所	富士吉田市新西原5-6-1	富士吉田市新西原5-6-1
電話番号	0555-22-1000	0555-22-1000

2 スケート競技実施要項

1 開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会「富士の国やまなし国体」は、「今、君は 氷上の風になる」をスローガンに、世界遺産富士山のもとに、全国からの参加者を山梨らしいおもてなしのこころで温かく迎え、豊かな自然と文化など山梨の魅力を伝えるとともに、冬季スポーツの普及・発展と生涯スポーツ振興の実現を図り、いつまでも心に残る魅力と感動を創出する大会を目指して開催する。

2 期 日 平成30年1月28日(日)から2月1日(木)まで (5日間)

実施競技	競技期間
スピード	平成30年1月29日(月)～2月1日(木)
ショートトラック	平成30年1月31日(水)～2月1日(木)
フィギュア	平成30年1月28日(日)～1月31日(水)

3 会 場

会場地	実施競技	競技会場
富士吉田市	スピード	富士急ハイランドセイコオーバル
甲府市	ショートトラック	小瀬スポーツ公園アイスアリーナ
	フィギュア	

4 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種別	種目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種別	種目
成年男子	500m・1000m・5000m R
成年女子	500m・1000m・3000m R
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種別	種目
成年男子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種 別	監督数	選手数	小 計	都道府県数	合 計
成年男子	12 名以内	30 名以内	1 都道府県 66 名以内	47	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1～16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上がる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で、各種別の総合順位が1～8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は、16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合せて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人員は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、 から に該当する最大16チームである。

前年度の国体で、各種別の総合順位が上位 8 チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

第73回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合せて12名以内とする。

5 競技上の規程及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、「387.36m標準シングルトラック(Cタイプ)」を使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

8名以内(男女500m、男女1000m、男女1500m)

12名以内(男子5000m、男子10000m、女子3000m)

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。

ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレースの間に最低20分の休憩時間をおく。

- (オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。
- エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。
- また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。
- オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1～8位を決定する。
- (3) フィギュア
- ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。
採点は、ISUジャッジングシステムによる。
- イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。
数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。
注意 1名では参加できない。
2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。
- ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。
ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。
- エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。
- オ 本選において選手の変更がある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。
- カ 競技課題
ショートプログラムは、2016年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。
フリースケーティングは、2016年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。
- キ 滑走時間
(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス/マイナス10秒とする。
(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子4分30秒プラス/マイナス10秒、成年女子4分プラス/マイナス10秒、少年男子4分プラス/マイナス10秒、少年女子3分30秒プラス/マイナス10秒とする。
- ク 音楽は、CD、MDのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。
また、必ず予備の音源（提出したものと別の媒体）も持参すること。
- ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において平成30年1月5日(金)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。
<https://www.skatingjapan.jp/mypage/>
なお、登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。
期 限 平成30年1月5日(金)
送付先 〒400-0858
山梨県甲府市相生2-17-1
甲府市教育部生涯学習室冬季国体課
第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会事務局
- コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

6 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日時 平成30年1月10日(水)午後2時から
場所 富士吉田市民会館 富士五湖文化センター 会議室(1)
電話 0555-23-3100

イ ショートトラック

日時 平成30年1月10日(水)午後1時から
場所 富士吉田市民会館 富士五湖文化センター 会議室(2)
電話 0555-23-3100

ウ フィギュア

日時 平成30年1月27日(土)午後1時から
場所 小瀬スポーツ公園武道館 会議室
電話 055-243-3115

(2) 監督会議

ア スピード

日時 平成30年1月28日(日)午後3時から
場所 ハイランドリゾートホテル&スパ
電話 0555-22-1000

イ ショートトラック

日時 平成30年1月30日(火)午後2時から
場所 小瀬スポーツ公園武道館 会議室
電話 055-243-3115

ウ フィギュア

日時 平成30年1月27日(土)午後1時から
場所 小瀬スポーツ公園武道館 会議室
電話 055-243-3115

(3) 競技役員会議

ア スピード

日時 平成30年1月28日(日)午後5時から
場所 富士急ハイランド コニファーフォレスト 競技役員仮設控室
電話 0555-22-1000

イ ショートトラック

日時 平成30年1月30日(火)午後3時から
場所 小瀬スポーツ公園武道館 会議室
電話 055-243-3115

ウ フィギュア

日時 平成30年1月27日(土)午後0時から
場所 小瀬スポーツ公園アイスアリーナ競技役員控室
電話 055-243-3114

7 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」

(TUE)の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者(20歳未満)の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

8 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「11 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成30年1月5日(金)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育(スポーツ)協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第71回又は第72回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1 「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

- d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記4 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
 - (ア) 都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。
 - (イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
 - (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
 - (エ) スピード
 - 公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）
 - (オ) ショートトラック
 - 公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）
 - (カ) フィギュア
 - 各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。
 - ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スケート指導員、公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有する者であること。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成29年4月30日以前から各競技会終了時（平成30年2月1日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

ｃ 別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成11年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成29年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - （国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - （国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先

が属する都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第22回オリンピック冬季競技大会（2014年・ソチ）に参加した者。

(2) 平成29年10月31日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時（平成30年2月1日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点とし

ていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 平成29年4月30日以前から各競技会終了時(平成30年2月1日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-(国内移動選手の制限)の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県等の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

<特例の対象者>

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 平成23年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成29年4月30日以前から、各競技会終了時(平成30年2月1日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第71回及び第72回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<特例の対象者>

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要

件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成29年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第73回大会に参加した者が、第74回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - (国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

<例> 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

<特例の対象者>

平成23～24年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校又は高等学校を卒業した者

9 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別を与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第3位以下を切り捨てる。

(3) 参加得点

参加得点は10点とし、大会に参加した都道府県に与える。

ただし、第73回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(4) その他

ア 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、公益財団法人日本スケート連盟と大会総務委員会が協議する。

イ 男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、公益財団法人日本スケート連盟が決定する。

ウ 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規定」によるものとする。

10 表彰

(1) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(2) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の第1位から8位までに、賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

11 参加申込方法

(1) 都道府県の体育（スポーツ）協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会において選抜された者を、第73回国民体育大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日は、平成30年1月5日（金）とする。

(4) 参加申込様式は、日本体育協会が公益財団法人日本スケート連盟と協議の上、作成する。

(5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項17ページ）にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会事務局

なお、日本体育協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

12 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本要項17ページ）を用いるものとする。

13 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育（スポーツ）協会は、1人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育（スポーツ）協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

平成30年1月5日(金)

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本体育協会

14 宿泊申込

大会参加者は、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

15 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

- (1) 1都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第11項に定める方法により行う。

16 視察員

- (1) 視察員は、1都道府県3名以内とする。ただし、平成31年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第11項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

17 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

18 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。

- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

19 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本体育協会、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会富士吉田市実行委員会及び公益財団法人日本スケート連盟（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、公益財団法人日本スケート連盟を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、公益財団法人日本スケート連盟を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、公益財団法人日本スケート連盟等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

20 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び公益財団法人日本スケート連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
なお、日本体育協会及び公益財団法人日本スケート連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (5) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が公益財団法人日本スケート連盟と協議の上、定める。

21 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育（スポーツ）協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本体育協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育（スポーツ）協会へ通知する。

22 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（ 1 ）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（ 2 ）宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（ 1 ）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに中央競技団体は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、棄権届。（写し）
 - イ 都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。
 - 1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。
 - 2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。

3 式典次第

【第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会】

開 始 式

期 日 平成30年 1月28日(日)
 会 場 富士吉田市民会館
 富士五湖文化センター
 (ふじさんホール)

順	次 第	時 刻
1	開 場	9 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 0 : 0 5
4	歡 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	1 0 : 1 0
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 3 0
6	開 式 通 告	1 0 : 5 0
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 0 : 5 1
8	国 旗 儀 礼	1 0 : 5 4
9	大 会 旗 ・ 日 本 体 育 協 会 旗 ・ 日 本 ス ケ ー ト 連 盟 旗 儀 礼	1 0 : 5 6
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 0 : 5 8
11	日 本 体 育 協 会 あ い さ つ	1 1 : 0 0
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	1 1 : 0 3
13	日 本 ス ケ ー ト 連 盟 あ い さ つ	1 1 : 0 6
14	歡 迎 の こ と ば	1 1 : 0 9
15	選 手 代 表 宣 誓	1 1 : 1 5
16	閉 式 通 告	1 1 : 1 8
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 1 : 1 9

【第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 平成30年2月1日(木)
 会 場 富士吉田市民会館
 富士五湖文化センター
 (ふじさんホール)

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:20
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	表 彰 状 授 与	16:04
7	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:14
8	日 本 ス ケ ー ト 連 盟 あ い さ つ	16:17
9	会 場 地 あ い さ つ	16:20
10	国 旗 儀 礼	16:23
11	競 技 会 終 了 宣 言	16:25
12	閉 式 通 告	16:26
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:27

4 宿泊要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会並びに第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会及び第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会富士吉田市実行委員会は、合同で第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舍の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舍は、原則として会場市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舍に配宿する。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の15時から、出発日の10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000円～13,000円	4,200円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	6,480円～14,040円	4,536円～9,828円	

[注] 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日の9時までに、朝食の場合は、前日の18時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	4,800円～10,400円	5,400円～11,700円
	税込	5,184円～11,232円	5,832円～12,636円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。)が、各宿舎の指定する方法により、現地に精算するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

[注] ・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

・荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、アの定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消の申し出区分	宿泊取消料	備 考
敗退日当日又は競技会期短縮 決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期 短縮決定日翌日以降の宿泊の 取消し	不要	

[注] 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びビの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、平成30年1月24日(水)15時から平成30年2月2日(金)10時までとする。

7 宿泊の申し込み

(1) 宿泊の申し込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネット、ファクシミリ又は郵送で配宿センターに行くものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ及び郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあっては、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めないものとする。

(2) 宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネット又はファクシミリで速やかに配宿センターに行くものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリでは到達した日時とする。

(3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で、栄養バランスがとれ、できる限り山梨らしい郷土色豊かな食事とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込みものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900円以内
	税込	972円以内

10 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

5 輸送交通要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）並びに第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会及び第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会富士吉田市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、大会参加者及び一般観覧者の輸送交通について、関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 開始式・表彰式輸送

近距離を除き、県実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

ウ 競技会輸送

(ア) 各競技会場への輸送は、会場地実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(イ) 各競技会場間の輸送は、県実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

エ 各種会議の輸送

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて県実行委員会又は会場地実行委員会がシャトルバス等による計画輸送を行う。

(2) 一般観覧者の輸送

原則として公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じて県実行委員会又は会場地実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

県実行委員会及び会場地実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制等に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車等の利用

- ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。
- イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車等を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、県実行委員会又は会場地実行委員会と連絡調整を行うものとする。
- ウ 輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

- ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。
- イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

6 医療救護要項

1 目的

この要項は、第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会山梨県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）並びに第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会及び第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会富士吉田市実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー等により、必要に応じた編成とする。
- オ 救護所では、応急処置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急処置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括及び大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。
- (2) 競技会場及び宿舎における医療救護は、会場地実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

8 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月 9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2217 03-3481-2284
スポーツ庁 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2351 03-3481-2350
公益財団法人山梨県体育協会	〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町840	055-243-8588 055-243-8599
山梨県スケート連盟	〒401-0310 山梨県南都留郡富士河口湖町勝山25	0555-83-2116
第73回国民体育大会冬季大会 スケート競技会山梨県実行委員会 事務局	〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1	055-223-1640 055-223-1651
第73回国民体育大会冬季大会 スケート競技会甲府市実行委員会 事務局	〒400-0858 山梨県甲府市相生二丁目 17-1	055-237-2550 055-222-2063
第73回国民体育大会冬季大会 スケート競技会富士吉田市実行委 員会事務局	〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田六丁目 1-1	0555-22-1927 0555-22-6552